

学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

○福岡看護大学

福岡看護大学学則（抜粋）

（卒業要件）

第 16 条 学生は、本学則並びに別に定める履修規程に従って、在学中に所定の授業科目 126 単位以上を修得しなければならない。

（履修方法）

第 17 条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- （1） 必修科目は 117 単位を修得しなければならない。
- （2） 選択科目は 9 単位以上を修得しなければならない。

（単位の認定方法）

第 18 条 科目の単位修得の認定は、試験又は平素の成績による。

- 2 試験は学期末又は学年末に、その履修した科目について筆記、口述、論文、実技等の方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。
- 4 授業科目の履修の手続き方法などは、別に履修規程でこれを定める。

第 19 条 試験は、履修規程で定めるところに従い、あらかじめ受講届けを提出して受講した授業科目に限り、受けることができる。

（成績評価基準等の明示等）

第 20 条 学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（単位の授与）

第 21 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

第 22 条 試験の成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。なお、「秀、優、良、可、不可」はそれぞれ「S、A、B、C、D」で表すこともできる。

- 2 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、大学長の定める Grade Point（グレード・ポイント）が与えられる。
- 3 試験並びに成績の評価基準等は、別に履修規程でこれを定める。

第 23 条 病気その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

（再試験）

第 24 条 不合格になった科目について、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

（卒業認定）

第 25 条 本学に 4 年（第 38 条第 1 項により入学した者については、第 38 条第 2 項により定められた在学すべき年数）以上在学し、第 16 条及び第 17 条に定める所定の単位数を修得した者については、大学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第 26 条 看護学部の卒業を認定した者に対しては、学士（看護学）の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

2021年度入学者まで

【福岡看護大学 看護学部 看護学科】

[看護師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	進級判定	3 学年	4 学年	必要単位数
必修	基 礎	16 単位	3 単位				
	専門基礎	11 単位	12 単位				
	専 門	10 単位	24 単位		32 単位	9 単位	
選択	基 礎	6 単位	4 単位				10 単位中 5 単位以上
	専門基礎		1 単位				9 単位中 4 単位以上
	専 門	1 単位	1 単位		2 単位	4 単位	

[保健師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	進級判定	3 学年	4 学年	必要単位数
必修	基 礎	16 単位	3 単位				
	専門基礎	11 単位	12 単位				
	専 門	10 単位	24 単位		34 単位	16 単位	
選択	基 礎	6 単位	4 単位				10 単位中 5 単位以上
	専門基礎		1 単位				※5 単位中 4 単位以上
	専 門	1 単位	1 単位			2 単位	

2022～2023年度入学者

【福岡看護大学 看護学部 看護学科】

[看護師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	進級判定	3 学年	4 学年	必要単位数	
必修	基礎	12 単位	4 単位					117 単位
	専門基礎	13 単位	12 単位					
	専門	12 単位	28 単位		28 単位	8 単位		
選択	基礎	7 単位	3 単位				10 単位中 5 単位以上	
	専門基礎	1 単位					10 単位中 4 単位以上	
	専門		2 単位	3 単位	4 単位			

[保健師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	進級判定	3 学年	4 学年	必要単位数	
必修	基礎	12 単位	4 単位					127 単位
	専門基礎	14 単位	12 単位					
	専門	12 単位	28 単位		30 単位	15 単位		
選択	基礎	7 単位	3 単位				10 単位中 5 単位以上	
	専門基礎						※5 単位中 4 単位以上	
	専門		2 単位	1 単位	2 単位			

【福岡看護大学 看護学部 看護学科】

[看護師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	必要単位数
必修	基 礎	12 単位	4 単位			117 単位
	専門基礎	13 単位	12 単位			
	専 門	12 単位	28 単位	28 単位	8 単位	
選択	基 礎	7 単位	3 単位			10 単位中 5 単位以上
	専門基礎			1 単位		10 単位中 4 単位以上
	専 門	1 単位	1 単位	3 単位	4 単位	

卒業に必要な単位数は 126 単位

[保健師養成課程]

科目	分野	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	必要単位数
必修	基 礎	12 単位	4 単位			127 単位
	専門基礎	13 単位	12 単位	1 単位		
	専 門	12 単位	28 単位	30 単位	15 単位	
選択	基 礎	7 単位	3 単位			10 単位中 5 単位以上
	専門基礎					※5 単位中 4 単位以上
	専 門	1 単位	1 単位	1 単位	2 単位	

○福岡看護大学大学院

福岡看護大学大学院学則（抜粋）

（教育課程）

第14条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

（単位の授与）

第16条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、大学長は、認定の上、所定の単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

（成績の評価）

第17条 成績は、「秀、優、良、可、不可」の評語をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」を不合格とする。なお、「秀、優、良、可、不可」はそれぞれ「S、A、B、C、D」で表すこともできる。

- 2 学生には、履修した授業科目につき、成績の評語に応じ、大学長の定めるGrade Point（グレード・ポイント）が与えられる。

（課程の修了）

第21条 本学大学院に2年以上在学し、所定の科目を32単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学長が修了を認定する。

- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

（学位の授与）

第22条 大学長は、前条による修了者に対し、修士（看護学）の学位を授与する。

福岡看護大学大学院履修規程（抜粋）

（試験）

第5条 授業科目の成績は、筆記試験、口述試験、課題レポートその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

2 単位認定のための試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、それ以外の時期に試験を行うことができる。

3 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることはできない。

（1）試験を受けようとする授業科目の履修登録をしていない場合

（2）履修する授業科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数において3分の2未満の場合

上記に該当する場合、別表第2の成績評価基準における「失格」として取り扱う。

（3）特段の理由もなく、試験において試験室入室限度時間を超えて遅参又は欠席した場合

上記に該当する場合、別表2の成績評価基準における「放棄」として取り扱う。

（4）定められた期日までに授業料を納入していない場合

ただし、担当教員がやむを得ない事情と認めた場合は、特に受験を認めることができる。

（成績評価等）

第6条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学修到達度によって評価されるものとする。

2 成績の表示は大学院学則第17条第1項規定の標語で表し、秀、優、良及び可を合格として、所定の単位を与える。

3 正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。

4 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修科目については、第3条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

5 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

6 第2項の成績平均値Grade Point Average（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を表示し、教育指導上の資料とする。

7 各科目のGrade Point（グレード・ポイント、以下「GP」という。）は別表第2のとおりとする。

（追試験）

第7条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に追試験願（様式第1号）を研究科長に提出

しなければならない。

4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第8条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

2 再試験の実施日時等は、該当授業科目の担当教員がその都度決定する。

3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第14条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、学位論文審査の申請を行う。

2 学位論文の審査及び最終試験については、福岡看護大学学位規程の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第15条 学位論文及び最終試験の成績については、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 学位論文は、合格、不合格とする。

(2) 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第16条 修士課程の学生は、修了するためには2年以上在学し、次項に定めるところにより合計32単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。

2 授業科目については、次の単位を修得しなければならない。

(1) 看護基盤科目の必修4単位

(2) 看護統合科目から、必修8単位、選択4単位以上

(3) 看護領域科目から、必修2単位、志望する研究教育分野に応じ選択4単位以上

(4) 看護研究科目の必修10単位

【福岡看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻】

表1 教育課程の概要と履修方法

科目 区分	授業科目	単位 数	授業時間数		必修・ 選択	履修時期		履修方法
			講義	演習		1年	2年	
看護基盤科目	健康支援特論	2	30		必修	前		看護基盤科目 必修4単位
	対人関係特論	2	30		必修	後		
看護統合科目	口腔医療看護特論	4	60		必修	通年		看護統合科目から 12単位以上 (必修2科目、8単 位含む)
	看護教育特論	4	60		必修		通年	
	看護倫理特論	4	60		選択	通年		
	看護管理特論	4	60		選択		通年	
	看護情報特論	4	60		選択	通年		
看護領域科目	看護援助特論	4	60		選択	通年		看護領域科目は 6単位以上 (必修1科目2単位 と選択1科目4単位 を含む)
	成人看護特論	4	60		選択	通年		
	高齢者看護特論	4	60		選択	通年		
	精神看護特論	4	60		選択	通年		
	母子看護特論	4	60		選択	通年		
	公衆衛生看護特論	4	60		選択	通年		
	看護領域演習	2		30	必修		前	
看護研究科目	看護研究方法	2	30		必修	前		看護研究科目 必修10単位
	看護特別研究	8		120	必修	通年	通年	

【福岡看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻】

表1 教育課程の概要と履修方法

科目区分	授業科目	単位数	授業時間数		必修・選択	履修時期		履修方法
			講義	演習		1年	2年	
看護基盤科目	健康支援特論	2	30		必修	前		看護基盤科目 必修4単位
	対人関係特論	2	30		必修	後		
看護統合科目	口腔医療看護特論	4	60		必修	通年		看護統合科目から 12単位以上 (必修2科目、8単 位含む)
	看護教育特論	4	60		必修		通年	
	看護倫理特論	2	30		選択	前期		
	看護管理特論	2	30		選択		前期	
	口腔病態生理特論	2	30		選択	後期		
看護領域科目	看護援助特論	4	60		選択	通年		看護領域科目は 6単位以上 (必修1科目2単位 と選択1科目4単位 を含む)
	看護・口腔医療連携特論	4	60		選択	通年		
	成人看護特論	4	60		選択	通年		
	高齢者看護特論	4	60		選択	通年		
	精神看護特論	4	60		選択	通年		
	母子看護特論	4	60		選択	通年		
	公衆衛生看護特論	4	60		選択	通年		
	看護領域演習	2		30	必修		前	
看護研究科目	看護研究方法	2	30		必修	前		看護研究科目 必修10単位
	看護特別研究	8		120	必修	通年	通年	